

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

項 目 名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (①農業信用基金協会)														
税 目	登録免許税（措法78②一）														
要 望 の 内 容	<p>農業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則 4/1000→特例 1.5/1000）の適用期限の2年延長</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円		（制度自体の減収額）	（	—	百万円）	（改正増減収額）	（	—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円													
（制度自体の減収額）	（	—	百万円）												
（改正増減収額）	（	—	百万円）												
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農業信用基金協会は、信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完し、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、農業経営の改善に資することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、農業者等の負担を軽減しながら資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を図るため「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、出資や融資、税制などの支援を重点的に実施する」こととされており、農業信用基金協会の債務保証は、農業者等の脆弱な信用力を補完し、農業経営の展開に必要な資金を円滑に融通する政策手段であり、担い手の農業経営の改善に大きく貢献するものである。</p> <p>農業信用基金協会の保証を受ける際に担保設定を行う農業者等に対し、登録免許税の軽減措置を講じることは、保証を受ける際の初期の費用負担を軽減することとなり、資金融通の円滑化を推進するため必要不可欠である。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>														
		政策の達成目標	農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、近年の債務保証引受実績を目安として信用補完を実施することにより、「食料・農業・農村基本計画」等の実現に向け着実に施策を展開する。														
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年3月31日まで（2年間）														
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。														
	有効性	政策目標の達成状況	<p>農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、農業信用基金協会の債務保証の引受実績は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,647億円</td> <td>10,098億円</td> <td>10,640億円</td> <td>11,436億円</td> <td>12,317億円</td> </tr> </tbody> </table>					H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	8,647億円	10,098億円	10,640億円	11,436億円	12,317億円
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度											
	8,647億円	10,098億円	10,640億円	11,436億円	12,317億円												
	要望の措置の適用見込み	令和4年度以降適用事業者見込み数：137,231件 令和4年度以降適用減税額見込み：668百万円															
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融通の円滑化が図られ、農業経営の改善に貢献している。														
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし														
予算上の措置等の要求内容及び金額		なし															
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—															
	要望の措置の妥当性	債務保証を受けようとする農業者の負担を軽減する本措置は、農業者への融資を通じて、農業者の創意工夫による経営努力を促進させるものであり、補助等の他の措置に比べて有効な手段である。農業者の信用力の脆弱さは、①経営が自然条件に大きく左右される、②収益率が低く、融資の償還に長期間を要す、③農地等担保の処分が特殊である等、農業の特性に起因する。本措置は、このような、経営努力等により克服することが困難な農業者の条件不利を軽減するものであり、引き続き本特例措置が必要である。															

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		対象者数	142,002人	138,321人 (132,317人)	132,069人 (132,317人)
		適用件数	11,066件	12,620件 (9,686件)	13,019件 (9,686件)
		減税額	727百万円	879百万円 (554百万円)	954百万円 (554百万円)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融通の円滑化が図られ、農業経営の改善に貢献している。</p>			
前回要望時の達成目標	本措置の性格上、達成目標は示していない。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置の性格上、達成目標は示していない。				
これまでの要望経緯	昭和48年に創設、以降2年ごとに適用期限を延長 (平成23年に軽減税率が1/1000から1.5/1000に変更)				